

第二種特定鳥獣管理事業実施計画について

1 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成について

都道府県知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第7条の2の規定により、その生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘査して当該鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができ、当県においては、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの4鳥獣について第二種特定鳥獣管理計画を策定している。

また、法第4条に基づいて県が策定している第13次鳥獣保護管理事業計画の第6第4項において、県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、年度ごとに実施計画を策定することとなっている。

第13次鳥獣保護管理事業計画（抜粋）

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

(1) 実施計画の作成及び計画に基づく施策の方針

県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、年度ごとに適切な特定鳥獣管理事業を実施するための実施計画を作成する。

なお、当該実施計画は、別に県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画と整合を図るものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画の効果的な実施に係る取組を推進するため、関係機関は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組の推進に向け、連携を図る。

(2) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
第二種特定鳥獣管理計画期間	第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	各年度	第二種特定鳥獣管理計画の対象区域 (ただし、ツキノワグマにおいては警戒区域及び観察区域、ニホンジカ及びイノシシにおいては警戒区域を除く)	

2 各第二種特定鳥獣管理計画の管理が行われるべき区域 ※朱字下線は新計画からの追加市町村

計画名	管理が行われるべき区域	図面
第四期宮城県 イノシシ管理計画	県内全域（重点区域を指定し、重点区域以外を警戒区域とする） 重点区域：仙台市、 <u>石巻市</u> 、 <u>気仙沼市</u> 、 <u>登米市</u> 、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、 <u>松島町</u> 、 <u>利府町</u> 、大和町、 <u>大郷町</u> 、大衡村、色麻町、加美町及び <u>南三陸町</u> （28市町村）	<p>黄色は新計画からの追加市町村</p>
第三期宮城県 ニホンジカ管理計画	県内全域（県内を原住区域、拡大区域A、拡大区域B、侵出抑制区域、警戒区域に区分） 警戒区域を除く区域を含む市町： 石巻市、気仙沼市、登米市、 <u>大崎市</u> 、 <u>栗原市</u> 、女川町、南三陸町 (7市町)	
第五期宮城県 ニホンザル管理計画	県内でニホンザルの生息する10市町（金華山（石巻市）は除く。） 仙台市、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、加美町、角田市、山元町及び <u>大和町</u>	
第四期宮城県 ツキノワグマ管理計画	県内全域（県内を重点区域、警戒区域、観察区域に区分） 重点区域：白石市、蔵王町、七ヶ宿町、 <u>村田町</u> 、 <u>柴田町</u> 、川崎町、仙台市、 <u>利府町</u> 、大和町、 <u>大郷町</u> 、大崎市、色麻町、加美町、栗原市、 <u>気仙沼市</u> (15市町)	<p>■ 重点区域 ■ 警戒区域 ■ 観察区域</p>

ツキノワグマ管理事業実施計画書

令和 3 年度ツキノワグマ管理事業実績報告書（県実施分）	・・・・・	p 3～7
令和 4 年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（県実施分）	・・・・・	p 9～12
令和 5 年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（県実施分）	・・・・	p 13～16
令和 3 年度ツキノワグマ管理事業実績報告書（市町村分）	・・・・	p 17～31
令和 4 年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（市町村分）	・・・・	p 33～50

令和4年8月

宮城県環境生活部自然保護課

令和3年度

ツキノワグマ管理事業実績報告書(県実施分)

令和4年8月

宮城県環境生活部自然保護課

令和3年度ツキノワグマ管理事業実施計画の実績と評価

宮城県

評価	R3実績	R3計画	1 被害防除対策
			(1) 市町村における被害防止体制整備への支援、指導を行う。
			<p>(1) 交付金活用や被害防止計画等への支援、指導を実施した。 鳥獣被害防止総合対策交付金により、20事業実施主体(仙台市、気仙沼市、白石市、名取市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、七ヶ宿町、柴田町、川崎町、丸森町、松島町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町)における有害捕獲活動及び電気柵の設置等を支援した。</p>
			<p>(2) 被害防止資材設置に活用できる補助事業をホームページや各種関連会議等で周知し、実施を支援する。</p>
			<p>(3) 出没位置の情報収集及びホームページでの情報提供を行う。 Googleマップを利用した出没位置の可視化を行う。</p>
			<p>(4) 農業被害地等において、電気柵等の被害対策について指導を行う。 農林業者に対し防護柵等設置の指導を行う。</p>
			<p>(5) 県内を5地域に区分し、そのうち1地域についてカメラトラップによるツキノワグマの個体数推定を行うとともに、他の4地域については過去の推定個体数、捕獲数と自然増加率から個体数を算出し、県全体の個体数を推定する。</p>
			<p>(6) 緊急時の捕獲許可権限の移譲を希望し、かつ、体制の整っている市町村へ許可権限移譲を進める。</p>
【農山漁村なりわい課】	【森林整備課】	【自然保護課】	【自然保護課】
効果的な被害防止対策の実施となるよう、引き続き被害防止体制整備への支援、交付金による補助及び研修会等による対策の推進を図る。	引き続き、情報収集や補助事業の活用について周知を図り。被害対策を支援していく。	閲覧回数も多く、一般県民の関心も高いので、引き続き情報提供を行っていく。	捕獲は被害対策で防ぎきれない場合のやむを得ない手段であり、継続して指導していく。
			<p>当該調査結果及び委員会での審議結果を基に、次期ツキノワグマ管理計画の基礎データとして活用する。</p>
【自然保護課】	【自然保護課】	【自然保護課】	今後も希望する市町村と調整を行いながら、移譲を進めていく。

<p>2 個体数管理</p> <p>(1) 県内のツキノワグマ捕獲状況を毎月管理し、第三期宮城県ツキノワグマ管理計画に基づく捕獲上限数(200頭)に達した場合や達するおそれがある場合、個体数水準を維持するための狩猟自粛要請について検討する。</p>	<p>2 個体数管理</p> <p>(1) 県内のクマ出没情報をgoogleマップで地図化すると共に、平成21年度以降の人身被害位置図と併せてホームページ上で公開した。 ・令和3年度県内出没件数:680件 ・令和3年度人身被害件数:2件 ・令和3年度捕獲頭数:149頭(うち錯誤捕獲件数108頭)</p> <p>【自然保護課】 今後も各種データを蓄積していくと共に、出没情報や人身被害情報の周知・広報に努めいく。</p>
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p>	<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、研修等は中止となった。</p> <p>(2) 各種補助事業により、間伐や更新伐を支援し、針葉樹人工林の広葉樹導入を促し、多様性に富んだ森林環境の造成を進めた。</p> <p>【農山漁村なりわい課】 計画通りに実施できなかつたが、引き続き各地域での被害対策の取組の推進に努める。</p>
	<p>(2) 針広混交林化や広葉樹化など多様性に富む森林環境を醸成する取組を支援するため、活用できる補助事業の周知及び実施を支援する。</p> <p>(3) 東北森林管理局によるブナの結実予測は凶作であった(豊作・並作・凶作・大凶作の4段階)。県独自にブナとミズナラの豊凶調査を実施し、結果結果はブナ、ミズナラとも並作であった(豊作・並作・凶作の3段階)。</p> <p>【森林整備課】 引き続き、間伐等による針広混交林化の取組を支援し、多様性に富んだ森林環境の醸成を進めていく。</p> <p>【自然保護課】 県独自のツキノワグマ出没予測が可能となるよう、引き続き調査を継続していく。</p>

- 4 その他**
- (1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。
(計画作成済み市町村 クマ対象 20市町村)
※ R元.10末時点
 - (2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。

(3) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。
イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会
ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会
管理計画の内容及び実行状況についての分析・評価等。
管理計画の作成、実行方法等についての検討、関係者の合意形成。

(4) 森林所有者等に対しスギ等壮齢木の皮剥ぎ被害及びその対策の情報提供を行う。

- 4 その他**
- (1) ジキノワグマを対象鳥獣とする12市町村について、計画の更新を支援した。(気仙沼市、名取市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、柴田町、川崎町、松島町、色麻町)
 - (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、国の研修等への職員派遣は中止となった。
 - (3) イ 検討評価委員会及びツキノワグマ部会を2回開催し、県及び該当市町の事業実施計画の検証及び令和3年度のツキノワグマ狩猟自粛要請等について協議を行った。
ロ 【農山漁村なりわい課】
道正な計画内容となるよう、引き続き計画の作成及び変更を支援する。
 - (4) 县内各地に配置されている林業普及指導員等が、普及活動を通じて、被害防止技術の情報提供を行った。
- 【農山漁村なりわい課】**
道正な計画内容となるよう、引き続き計画の作成及び変更を支援する。
- 【農山漁村なりわい課】**
計画通りに実施できなかつたが、引き続き各地域での被害対策の取組の推進に努める。
- 【自然保護課】**
特定計画の実施状況を検討・評価するため、今後も継続して開催する。
- 【林業振興課】**
森林所有者等に対し引き続き、被害防止技術等について情報提供していく。

令和4年度

ツキノワグマ管理事業実施計画書(県実施分)

令和4年8月

宮城県環境生活部自然保護課

令和4年度ツキノワグマ管理事業実施計画(案)

※赤字はR3計画からの変更箇所			
R3計画		R4計画	
		備考	
1 被害防除対策			
(1) 市町村における被害防止体制整備への支援、指導を行う。	(1) 市町村における被害防止体制整備への支援、指導を行う。	農山漁村なりわい課	
(2) 被害防止資材設置に活用できる補助事業をホームページや各種関連会議等で周知し、実施を支援する。	(2) 被害防止資材設置に活用できる補助事業をホームページや各種関連会議等で周知し、実施を支援する。	森林整備課	
(3) 出没位置の情報収集及びホームページでの情報提供を行う。	(3) 出没位置の情報収集及びホームページでの情報提供を行う。	自然保護課	
(4) 農林業者に対し防護柵等設置の指導を行う。	(4) 農林業者に対し電気柵設置や設置後の適切な管理について指導を行う。	自然保護課	
(5) 県内を5地域に区分し、そのうち1地域についてカメトラップによるツキノワグマの個体数推定を行うとともに、他の4地域については過去の推定個体数、捕獲数と自然増加率から個体数を算出し、県全体の個体数を推定する。	(5) 県内を5地域に区分し、そのうち1地域についてカメトラップによるツキノワグマの個体数推定を行ったとともに、他の4地域については過去の推定個体数、捕獲数と自然増加率から個体数を算出し、県全体の個体数を推定する。	自然保護課	
(6) 緊急時の捕獲許可権限の移譲を希望し、かつ、体制の整っている市町村へ許可権限移譲を進める。	(6) 緊急時の捕獲許可権限の移譲を希望し、かつ、体制の整っている市町村へ許可権限移譲を進める。	自然保護課	
2 個体数管理			
(1) 県内のツキノワグマ捕獲状況を毎月管理し、第三期官城県ツキノワグマ管理計画に基づく捕獲上限数(470頭)に達した場合や達するおそれがある場合、個体数水準を維持するための狩猟自粛要請について検討する。	(1) 県内のツキノワグマ捕獲状況を毎月管理し、第四期官城県ツキノワグマ管理計画に基づく捕獲上限数(470頭)に達した場合や達するおそれがある場合、個体数水準を維持するための狩猟自粛要請について検討する。	自然保護課	
3 生息環境管理			
(1) 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。	(1) 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。	農山漁村なりわい課	
(2) 針広混交林化や広葉樹林化など多様性に富む森林環境を醸成する取組を支援するため、活用できる補助事業の周知及び実施を支援する。	(2) 針広混交林化や広葉樹林化など多様性に富む森林環境を醸成する取組を支援するため、活用できる補助事業の周知及び実施を支援する。	森林整備課	
(3) 生息環境の変化がツキノワグマに与える影響を把握するための基礎資料として、樹木の結実状況等を林業技術総合センターや森林管理署等の協力を得て調査する。	(3) 生息環境の変化がツキノワグマに与える影響を把握するための基礎資料として、樹木の結実状況等を林業技術総合センターや森林管理署等の協力を得て調査する。	自然保護課	

4 その他	<p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 クマ対象 20市町村) ※ R元.10末時点</p> <p>(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>(3) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行ったため、次の会議を開催する。</p> <p>イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 管理計画の内容及び実行状況についての分析・評価等。</p> <p>(4) 森林所有者等に対しスギ等は齡木の皮剥ぎ被害及びその対策の情報提供を行う。</p>
-------	---

4 その他	<p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 クマ対象 20市町村) ※ R3.4末時点</p> <p>(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>(3) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行ったため、次の会議を開催する。</p> <p>イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>(4) 森林所有者等に対しスギ等は齡木の皮剥ぎ被害及びその対策の情報提供を行う。</p>	<p>農山漁村なりわい課</p> <p>農山漁村なりわい課</p> <p>農山漁村なりわい課</p> <p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>林業振興課</p>
-------	---	---

令和5年度

ツキノワグマ管理事業実施計画書(県実施分)

令和4年8月

宮城県環境生活部自然保護課

令和5年度ツキノワグマ管理事業実施計画(案)

※赤字はR4計画からの変更箇所			
R4計画		R5計画	
		備考	
1 被害防除対策			
(1) 市町村における被害防止体制整備への支援、指導を行う。	(1) 市町村における被害防止体制整備への支援、指導を行う。	農山漁村なりわい課	
(2) 被害防止資材設置に活用できる補助事業をホームページや各種関連会議等で周知し、実施を支援する。	(2) 被害防止資材設置に活用できる補助事業をホームページや各種関連会議等で周知し、実施を支援する。	森林整備課	
(3) 出没位置の情報収集及びホームページでの情報提供を行ふ。	(3) 出没位置及び人身被害の情報収集及びホームページでの情報提供を行ふ。	自然保護課	
(4) Googleマップを利用した出没位置の可視化を行う。	(4) Googleマップを利用した出没位置の可視化を行う。	自然保護課	
(5) 農林業者に対し電気柵設置や設置後の適切な管理について指導を行う。	(5) 農林業者に対し電気柵設置や設置後の適切な管理について指導を行う。	自然保護課	
(6) 県内を5地域に区分し、そのうち1地域についてカメトラップによるツキノワグマの個体数推定を行うとともに、他の4地域については過去の推定個体数、捕獲数と自然増加率から個体数を算出し、県全体の個体数を推定する。	(6) 県内を5地域に区分し、そのうち1地域についてカメトラップによるツキノワグマの個体数推定を行うとともに、他の4地域については過去の推定個体数、捕獲数と自然増加率から個体数を算出し、県全体の個体数を推定する。	自然保護課	
(7) 緊急時の捕獲許可権限の移譲を希望し、かつ、体制の整っている市町村へ許可権限移譲を進める。	(7) 緊急時の捕獲許可権限の移譲を希望し、かつ、体制の整っている市町村へ許可権限移譲を進める。	自然保護課	
2 個体数管理			
(1) 県内のツキノワグマ捕獲状況を毎月管理し、第四期宮城県ツキノワグマ管理計画に基づく捕獲上限数(470頭)に達した場合や達するおそれがある場合、個体数水準を維持するための狩猟自粛要請について検討する。	(1) 県内のツキノワグマ捕獲状況を毎月管理し、第四期宮城県ツキノワグマ管理計画に基づく捕獲上限数(470頭)に達した場合や達するおそれがある場合、個体数水準を維持するための狩猟自粛要請について検討する。	自然保護課	
3 生息環境管理			
(1) 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。	(1) 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。	農山漁村なりわい課	
(2) 針広混交林化や広葉樹林化など多様性に富む森林環境を醸成する取組を支援するため、活用できる補助事業の周知及び実施を支援する。	(2) 針広混交林化や広葉樹林化など多様性に富む森林環境を醸成する取組を支援するため、活用できる補助事業の周知及び実施を支援する。	森林整備課	
(3) 生息環境の変化がツキノワグマに与える影響を把握するための基礎資料として、樹木の結実状況等を林業技術総合センターや森林管理署等の協力を得て調査する。	(3) 生息環境の変化がツキノワグマに与える影響を把握するための基礎資料として、樹木の結実状況等を林業技術総合センターや森林管理署等の協力を得て調査し、結果を基に出没傾向の予測を行	自然保護課	

4 その他	<p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 クマ対象 20市町村) ※ R3.4末時点</p> <p>(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>(3) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会</p> <p>県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>(4) 森林所有者等に対しスギ等社幹木の皮剥ぎ被害及びその対策の情報提供を行う。</p>	農山漁村なりわい課